

低入札価格調査事務処理要領

[沿革] 平成15年4月2日告示第366号
平成16年3月26日告示第275号一部改正
平成18年12月1日告示第1208号一部改正
平成21年9月29日告示第907号一部改正
平成22年7月16日告示第736号一部改正
平成23年3月31日告示第349号の13一部改正
平成25年12月27日告示第1152号一部改正
平成27年12月25日告示第1128号一部改正
平成29年1月24日告示第42号一部改正
平成29年7月28日告示第698号一部改正
平成30年4月6日告示第310号一部改正
令和元年6月18日告示第106号一部改正
令和4年6月17日告示第444号一部改正

1 目的

この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10及び施行令第167条の13の規定により、県が行う一般競争入札又は指名競争入札において、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると思われるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると思われるときに、その是非を判断する調査手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 対象業務

この要領の対象となる業務は、「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱」（平成18年熊本県告示第521号）による次の業務とする。

- (1) 情報処理業務
- (2) 庁舎清掃業務（他の業務を含めて発注する場合を含む。）で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第4号イに規定する特定役務に該当するもの又は施行令第167条の10の2の規定による総合評価競争入札によるもの（3において「庁舎清掃業務」という。）
- (3) 樹木保護管理業務（他の業務を含めて発注する場合を含む。）で、特例政令第2条第4号イに規定する特定役務に該当するもの又は施行令第167条の10の2の規定による総合評価競争入札によるもの（3において「樹木保護管理業務」という。）

3 調査の対象とする基準

調査の対象とする基準は、2の業務に係る最低価格者の入札金額が、次に定める額（以下「基準価格」という。）に満たない金額である場合とする。

- (1) 情報処理業務にあつては、予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の3の額（円未満切上げ）
- (2) 庁舎清掃業務にあつては、予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8の額（円未満切上げ）
- (3) 樹木保護管理業務にあつては、予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の7から10分の8までの範囲内で定める割合を乗じて得た額（円未満切上げ）

4 入札参加者への周知

入札通知（公告）において、最低制限価格は無と記載するとともに、入札説明書において次のことを記載すること。

- (1) 施行令の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けていること。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

5 調査手続の開始

入札の結果、3に掲げる入札が行われた場合には、入札執行責任者は、開札の結果を発表するとともに、入札者に対して、入札の結果を留保する旨宣言し、施行令第167条の10第1項の規定に基づき落札者の決定をするための調査を行い、結果は後日連絡する旨を告げて入札を終了する。

6 契約審査委員会の設置

- (1) 契約担当者は、5により調査の必要が生じた場合には、契約審査委員会を設置するものとする。
- (2) 契約審査委員会は、事業担当部局長(知事公室長を含む。)、政策審議監、事業担当部内局長、事業担当課長、契約担当課長、情報技術専門監(情報処理業務に限る。)をもって組織するものとし、会長は、事業担当部局長(知事公室長を含む。)をもって充てる。
- (3) 契約審査委員会の事務は、当該事業の契約担当課が行うものとする。
- (4) 出先機関においては、(2)、(3)に準じて組織するものとする。

7 調査及び検討

- (1) 契約担当課及び事業担当課は、基準価格に満たない価格で入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当か否かについて、次の内容により入札者からの事情聴取等の調査及び検討を行うものとする。
 - ア その価格の積算根拠
 - イ 人員の配置、作業計画
 - ウ 同種の契約実績又は開発状況
 - エ その他必要な事項
- (2) 契約審査委員会への報告
契約担当課又は事業担当課は、(1)により調査及び検討を行った結果を書面で作成し、契約審査委員会に報告し、意見を求めなければならない。

8 契約審査委員会の審査

契約審査委員会は、7の(2)により意見を求められたときは、審査を行うものとする。審査結果は、委員の過半数の意見により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

9 契約審査委員会の審査結果に基づく落札者の決定等

- (1) 審査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認める場合で、かつ、公正な取引の秩序を乱すおそれがないと認める場合の措置
契約担当者は、様式1により直ちに最低価格入札者に落札者と決定した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して様式2によりその旨を通知するものとする。
- (2) 審査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認める場合又は公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認める場合の措置
 - ア 契約担当者は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。なお、次順位者が、基準価格に満たない入札者であった場合には、7以降と同様の手続による。

イ 契約担当者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては、様式3により落札者とし、次順位者に対しては様式1により落札者となった旨の通知をすることともに、その他の入札者に対しては様式2により次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

10 調査対象となった入札結果の公表

9により落札者の決定を行ったときは、熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領（平成25年熊本県告示第319号）に基づき公表するものとする。

なお、最低価格者を契約の相手方としなかった場合は、開札調書の当該者の欄に、「低入札価格調査により失格」と表示するものとし、契約の相手方としなかった理由書を添付するものとする。

附 則

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 この要領の対象となる業務（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第317号）の規定により、令和元年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置が講じられる業務を除く。）であって、令和元年10月1日以前に入札通知（公告）を行うものに係る調査の対象とする基準の算定において、当該業務のうち同日から業務を終了するまでの期間に係る部分における3の規定の適用については、3中「108分の100」とあるのは「110分の100」とする。

附 則（平成16年3月26日告示第275号）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月1日告示第1208号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年9月29日告示第907号）

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年7月16日告示第736号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第349号の13）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日告示第1152号）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の3の規定は、平成26年4月1日以後に開始する業務に係る調査について適用する。
- 3 平成26年4月1日以前に開始する業務に係る調査の基準は、3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 平成26年4月1日以前に業務が終了する場合 改正前の3の基準
 - (2) 平成26年4月1日以後に業務が終了する場合 次のア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準
 - ア 業務のうち、平成26年4月1日以前に終了する部分 改正前の3の基準
 - イ 業務のうち、平成26年4月1日以後に終了する部分 改正後の3の基準

附 則（平成27年12月25日告示第1128号）

この要領は、平成31年10月1日から施行する。ただし、6の(2)の改正規定及び附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定は、平成27年12月25日から施行する。

附 則（平成29年1月24日告示第42号）
この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年7月28日告示第698号）
この要領は、告示の日から施行し、改正後の6の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月6日告示第310号）
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月18日告示第106号）
この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年6月17日告示第444号）
この要領は、告示の日から施行し、改正後の6の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(様式1)

第 号
年 月 日

(落札者) 商 号
代表者名 様

熊本県知事

落札決定通知書

先に実施した下記入札について、低入札価格について審査した結果、貴社を落札者と決定しましたので通知します。

記

- 1 入札案件 (業務名)
- 2 入札実施年月日
- 3 契約金額

(様式2)

第 号
年 月 日

(商 号)
(代表者名) 様

熊本県知事

落札者決定通知書

先に実施した下記入札について、低入札価格について審査した結果、落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 入札案件 (業務名)
- 2 入札実施年月日
- 3 落札者名
- 4 契約金額

(様式3)

第 号
年 月 日

(商 号)
(代表者名) 様

熊本県知事

入札結果通知書

先に実施した下記入札について、低入札価格について審査した結果、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、貴社を落札者としなから通知します。

記

- 1 入札案件 (業務名)
- 2 入札実施年月日
- 3 落札者としなから理由